

# 「新型コロナウイルス感染症対策雇用維持臨時支援給付金」 に関するよくあるお問い合わせ

R3. 3. 23 現在

## Q 1 給付金給付の要件は？

以下のとおりとなっています。

- ①資本金の額又は出資の総額が 10 億円未満（※）の中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者であること
  - ②令和 2 年 1 月から令和 2 年 12 月までの年間事業収入（売上）の合計が、前年（又は前々年）同期比で 15%以上減少していること
  - ③令和 2 年 12 月から令和 3 年 3 月までで、任意の連続する 2 か月の事業収入の合計額が、対前年（又は前々年）の同じ時期と比べて 30%以上減少していること
  - ④上記③の 2 か月の社会保険料を納付していること（又は猶予の特例の対象となっていること）
  - ⑤高知県税の滞納がないこと（又は徴収猶予を受けていること）
  - ⑥暴力団員等に該当しないこと
- （※） 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が 2,000 人以下であること

## Q 2 給付対象はどういった業種となるか？

すべての業種が対象となっていますが、以下の者は対象外です。

- ①法人税法別表第 1 に規定する公共法人
- ②政治団体
- ③宗教上の組織又は団体

## Q 3 事業収入の合計額を前々年で比較するのは、どういった場合になるか？

前年、前々年のどちらで比較していただいても構いません。

ただし、前々年比とする場合は、前々年比とした理由を、様式 3 の 1 売上について（2）にある「前々年を選択した場合はその特殊事情」に記載してください。

この欄に記載があれば、前々年比と比較していただくことが可能となります。

ただし、その理由が不適切と判断した場合は、調査を行います。

前々年比を選択する特殊事情には、以下の内容が考えられます。

（例）前年に罹災したため、事業収入が通常時に比べて大きく減少した期間がある。

前年に施設改修工事等により営業を停止していたため、事業収入が通常時に比べて大きく減少した期間がある。

前年に業況の悪化の影響を受け、事業収入が大幅に減少していた時期がある。

#### Q4 給付金の給付額はいくらになるか。

従業員規模や社会保険料（事業主負担相当分）の納付額に応じ、給付金の額は異なります。次の算定式に従って試算してください。

##### 【算定方法】

((社会保険料の事業主負担相当2か月分×県内従業員数/全従業員数－

営業時間短縮要請協力金及び営業時間短縮要請対応臨時給付金の総額) ×売上減少幅/50)) ×2/3

※給付額は円単位（計算過程で端数処理は行わず、算出した給付額の円未満の端数を切り捨てます。

【上限額】なし

#### Q5 対象となる社会保険料とは何か？

健康保険料（介護保険料を含む）、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金を指します。

#### Q6 社会保険料は任意の2か月を記載してよいのか？

申請要件の「連続する2か月の事業収入（売上）の合計が前年（又は前々年）同期比で30%以上減少」の対象になった2か月と同じ期間の社会保険料が対象となります。

社会保険料の納付期限は翌月の末日となっており、対象となる当月分の保険料は翌月に納付することになりますので、当月分の保険料を納付した後に「社会保険料の納付（又は猶予）及び納付額が分かる書類」をご提出ください。

(例)

売上減少で比較した 連続する2か月	1月分売上	2月分売上
算定用（上記期間）の 社会保険料	1月分保険料	2月分保険料
※納付目的年月の 納付期限（納付月）	2月末日	3月末日

#### Q7 国民健康保険や国民年金は対象になるのか？

国民健康保険、国民年金ともに事業主負担がありませんので対象となりません。

#### Q8 認定経営革新等支援機関とはどのような機関を指すのか？

中小企業等経営強化法第32条第1項に基づき認定された機関で、商工会、商工会議所、金融機関（四国銀行、高知銀行、幡多信用金庫、商工組合中央金庫）、税理士事務所、中小企業診断士事務所などになります。

なお、個々の機関が認定を受けているかどうかは、中小企業庁ホームページ、金融庁ホーム

ページでご確認いただけます。

### Q9 「認定経営革新等支援機関」以外では、どのような機関等で売上減少等の証明を受けられるか？

次に掲げる機関等で売上減少等の証明を受けられます。

- ・高知信用金庫
  - ・土佐信用組合
  - ・宿毛商銀信用組合
  - ・信用組合広島商銀
  - ・四国内の税理士、税理士法人（※）
  - ・高知県内の公認会計士（※）
  - ・高知県内の中小企業診断士（※）
  - ・高知県内の行政書士、行政書士法人（※）
- （※）認定経営革新等支援機関の登録者以外を含みます。

### Q10 申請書類はどこで入手できるのか？

県経営支援課ホームページからダウンロード及び下記の場所で入手できます。

- ①県庁本庁舎1階ロビー 終日（土日、祝日含む）
- ②県合同庁舎及び県税事務所 8:30～17:15（平日のみ）
- ③市町村役場 8:30～17:15（平日のみ）

ただし、いずれの場所でも窓口での相談対応は実施していませんので、お問い合わせはコールセンター（088-821-7566）までご連絡ください。

### Q11 申請に必要な書類は何か？

必要な書類は、以下のとおりです。

- ①（様式1）申請書
- ②（様式2）誓約書
- ③（様式3）売上減少等の証明書（認定経営革新等支援機関等の証明が必要）
- ④法令等が求める営業に必要な許可等を取得のうえ、事業を運営していることが分かる書類（写し）（許可等が必要な業種の事業者に限る）
- ⑤住所が確認できる本人（法人の場合は法人代表者）確認書類（写し）
- ⑥「納入告知書 納付書・領収証書」など社会保険料の負担額が分かる書類（写し）又は「納付の猶予（特例）許可通知書」（写し）
- ⑦高知県税の滞納がない（又は徴収猶予を受けている）旨を証する納税証明書
- ⑧振込先口座と口座名義が分かる通帳等（写し）

**Q13 認定支援機関に提出する参考様式は、県に提出する必要があるか。**

参考様式①～③については、県に提出する必要はありません。認定支援機関等に証明を依頼する際にご活用ください。

**Q14 どのような方法で申請できるか。(郵送か?窓口か?電子か?)**

郵送又はホームページの申請フォームからの電子申請となります。

郵送の際は、簡易書留や特定記録など、必ず追跡できる方法で送付してください。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、窓口での受付は行っておりません。

**Q15 申請受付センターは土日祝日も開設となるのか。**

平日のみの開設となります。

問い合わせ対応(電話)は9時から17時までとなります。

**Q16 ホームページを見られない人は郵送してくれるのか。**

申し訳ありませんが、郵送は対応しておりません。

ホームページ又は以下の場所で入手してください。

①県庁本庁舎1階ロビー : 終日(土日、祝日含む)

②県合同庁舎及び県税事務所 : 8:30～17:15(平日のみ)

③市町村役場 : 8:30～17:15(平日のみ)

ただし、いずれの場所でも窓口での相談対応は実施していませんので、お問い合わせは申請受付センター(088-821-7566)までご連絡ください。

**Q17 給付金はいつ頃給付されるのか。**

必要書類、書類の記載に不備がない場合、通常、受付から2週間程度で給付します。

4月下旬から給付を開始する予定です。